

I レジリエンス株式会社の研究活動に関する基本方針

I レジリエンス株式会社は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、当社研究開発部門における競争的資金等を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という）の使用及び研究開発活動における不正防止を図るため、以下のとおり基本方針を定める。

1. 公的研究費等の運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確にする。
2. 公的研究費の適正な運営・管理を行うために、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組みを喚起し、不正の発生を防止する。
4. 不正防止計画を踏まえて、適正な予算の執行を図る。
5. 公的研究費等の運営・管理を適切に行うために、ルールに関する理解を会社内の関係者に浸透させるとともに、会社内外の情報が適切に伝達される体制を構築する。
6. 不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、会社全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。